

平成29年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率を報告いたします。

【概要】

資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

- ・資金不足は発生していないため、資金不足比率は「なし」です。

算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした
地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- ・事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額